

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険薬剤師の登録

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良事業の認可(三件)

土地改良事業計画の変更計画の適否の決定

保安林の指定の解除予定

◇ 教 委 告 示 教育委員会の招集

◇ 正 誤 昭和五十七年八月鳥取県告示第七百六十一号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百三十一号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十七年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
池 田 正 雄	鳥薬第四九九号	昭和五十七年七月十九日
谷 岡 優 子	鳥薬第五〇〇号	昭和五十七年七月二十二日

鳥取県告示第八百三十二号

昭和五十七年七月十七日付けで東伯郡東伯町大字徳万五五八一―光好地区土地改良事業共同施行代表者三浦剛から申請のあつた光好地区の換地計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年八月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十三号

昭和三十七年七月十三日付けで日野町から申請のあつた土地改良（津地地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年八月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十四号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（法正寺地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年八月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百三十五号

北条町から申請のあつた町営土地改良（米里地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年八月二十日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百三十六号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（大立地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年八月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百三十七号

昭和五十七年七月五日付けで船岡町から申請のあつた土地改良（船岡地区農業用排水）事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年八月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年八月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字字治字市兵衛谷一二一の八、字汁谷一八三の一、

- 一 八三の一二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十七年八月二十日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

- 一 日時 昭和五十七年八月二十七日(金)午前十一時三十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - 1 公立学校校長人事について
 - 2 その他

正 誤

昭和五十七年八月鳥取県告示第七百六十一号(保安林の指定の解除予定について)中次の箇所にて誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
 六 下 四 字 餘 戸 字 餘 戸

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む)】